

三会公益通報者保護協議会シンポジウム

「改正公益通報者保護法に基づく実務対応～通報対応・体制整備はこう行う!～」報告

公益通報者保護特別委員会委員 村山 世志彦 (71 期)

1 シンポジウム概要

本年1月26日、Zoom開催の方法により標記のシンポジウムが開催された。

本シンポジウムは、2020年6月に成立した改正公益通報者保護法をテーマとするものである。第一部の基調講演では、消費者庁消費者制度課企画官の神田哲也氏から改正法の概略等についてご講演いただくとともに、公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会委員の林尚美弁護士(大阪弁護士会)から、同検討会における検討状況等についてご紹介をいただいた。

続く第二部では、通報者及び企業担当者の視点から、第35回東弁人権賞受賞者である濱田正晴氏(シンポジウム開催当時オリンパス株式会社に所属)、LINE株式会社コンプライアンス・ブランド管理室室長の八代峰樹氏、及び東急不動産ホールディングス株式会社グループ法務部統括部長の川崎菜穂子会員をパネリストに迎え、法改正への実務対応についてパネルディスカッションが行われた。

なお、本シンポジウム(特に第一部)の詳細な内容については、当会のウェブサイト(https://www.toben.or.jp/know/iinkai/koueki/houkoku/post_18.html)に反訳・配付資料が掲載されているので是非ご参照いただきたい。

2 第一部：基調講演

(1) 「改正法概説・改正法施行に向けた消費者庁の検討・準備状況」(神田氏)

今般の改正の目的を大きく3つ(①内部・②外部通報制度それぞれの実効性向上、及び③通報者の保護拡充)に整理した上で、各事項について具体的な解説がなされた。

(2) 「改正法の評価・法改正を受けて事業者に期待されること」(林弁護士)

改正法に関する内部通報体制整備義務の具体的な内容を定める指針について、消費者庁の検討会での検討状況の紹介、個別論点の具体的な解説及び今後の検討課題の指摘がなされた。

3 第二部：パネルディスカッション

(1) 改正法について

まず、今般の法改正をどのように受け止めたか、3名のパネリストそれぞれから発言があった。3名とも共通して、通報対応業務従事者の守秘義務違反に対する刑事罰創設への実務対応に関する関心の高さと悩みに関する指摘があった。

(2) 公益通報対応業務従事者の職務、体制整備義務の履行方法について

ア 体制例の紹介

次に、八代氏及び川崎会員から、所属会社における先進的な内部通報制度の概要、制度設計上及び運用上工夫している点の紹介があった。濱田氏からは、守秘義務を担保しつつ実効性のある調査対応を実現することが重要である旨の指摘があった。

イ 設例への対応についての議論

続いて、守秘義務に関する具体的な設例をもとに、通報者及び通報を担当する企業担当者それぞれの立場から、調査の手順、被通報者に対するヒアリング、匿名通報への対応等について、特に留意すべき点をめぐり様々な指摘と議論がなされた。

(3) 認証制度について

最後に、内部通報制度認証(WCMS認証)取得の利点やハードル等について、八代氏から実感を語っていただいた。川崎会員からは、認証取得に至らずとも、緻密に作られた審査基準それ自体を参酌し、社内体制整備に活用し得る旨の指摘があった。

4 シンポジウムを終えて

本シンポジウムは、今般の改正について、多彩な立場の登壇者からお話を伺うことができる非常に貴重な機会であった。

なお、本シンポジウム後、前記2(2)の指針の案が公表され、本稿執筆時点で、パブリックコメント応募の手続が終了した段階である。今後さらに、指針に沿った具体的な対応における考え方等を示す「指針の解説」の作成・公表が予定されていることから、引き続き、動向を注視していきたい。